

「消費料金訴訟最終告知」ハガキは詐欺です！ 連絡先に絶対電話をかけないで！

昨年4月から「法務省管轄支局民間訴訟通達センター」など法的機関を名乗り、「架空請求ハガキ」が届く相談が急増しています。士別市内では6月5日～7日にかけて15件の相談があり、70歳以上の女性を中心に大量に送付されている状況です。

このハガキによる特殊詐欺は全国的に発生していますが、特に道内が狙われており札幌西区では3月～4月にかけて約2,500万円が騙し取られる被害が発生しています。

【被害事例】札幌市西区

「民事訴訟告知センター」という団体から「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。ハガキに記載された電話番号に連絡すると、「通信販売の代金が未納で訴えられている」と言われ、コンビニ収納代行で10万円支払った。

さらに弁護士を名乗る者から「裁判の取り下げ費用が必要」と宅急便で現金を送るよう指示され、数回にわたって指定された住所に現金を送り計約2,500万円を騙し取られた。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(ぬ)716

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年3月9日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
消費者相談窓口 [REDACTED]
受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

ハガキ(見本)

【ひとこと助言】

○2017年度からハガキによるいわゆる「架空請求」に関する相談が再び増加しています。2017年度は82件、今年度は6月8日現在20件に上っています。

○最近では、上記事例のように最初に十数万円を騙し取られた被害者が、さらにお金を要求され、数百万円を宅配で送り高額被害に発展する手口が多発しています。さらに弁護士を名乗る者から何らかの未納料金が発生しているため、コンビニでプリペイドカードを購入し券面の番号を電話で伝えるよう指示される手口もあります。

○ハガキは全て架空請求です。訴訟への移行が予定されている場合、封書による通知が一般的です。このようなハガキが届いたら下記消費生活センターにご連絡下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

